

令和元年度 部局長マネジメント方針

ひらた あつゆき
子どもすこやか部長 平田 厚之



仕事に対する基本姿勢

令和元年度は、子ども・子育て支援に関連する制度の大きな変革期となる年度ではないかと思っています。

まずは、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化制度がスタートします。この制度では、3歳から5歳までの幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設に通う子どもたちと、0歳から2歳までの非課税世帯に属する子どもたちの施設利用料が無償になります。そして、教育・保育施設の範囲は認可施設をはじめ、認可施設以外にも広げられており、認可外保育施設や就労型の一時預かり事業なども含まれます。このような大きな制度がスタートしますが、安心して様々なサービスをご利用いただける環境をつくるために、教育・保育を利用する市民のみなさんのニーズを確認し、的確な施策を展開してまいります。

また、今年度は、平成27年度よりスタートした「子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）」に変わる、令和2年度を初年度とする第2期計画を策定します。計画の策定にあたっては、教育・保育を利用する方のニーズだけではなく、施設を利用していない在宅で子育てをする世帯の方のニーズも確認していきたいと考えています。

そして、国を挙げて取り組んでいる児童虐待の問題については、かねてより重点項目として取り組んできましたが、さらにスピード感をもって課題整理を行ないたいと考えています。

本市では児童虐待の未然予防や、発生時の適切な初動対応を基本として取り組んでおりますが、今後はその支援を組織的に取り組めるような仕組みを考えていかなければなりません。今、その礎となる議論を進めているところです。

子ども・子育て支援施策を充実させることは、本市が抱える人口減少問題の解決にもつながる大切な取り組みだと思います。着実に少しでも前進できるように積極的に取り組みたいと思っています。

1 子ども・子育て支援事業計画中間見直し結果に基づき、保育の受け皿の確保に努めます。

平成30年度は、平成29年度に実施しました子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに基づき、待機児童解消に向けた保育施設の整備に努めてまいりました。

中間見直し後の計画では、これまで実施してきた幼稚園から認定こども園への移行整備が予定数を満たしたこともあり、民間保育施設の新設と小規模保育施設の新たな整備に力を注ぎ、待機児童の解消や新たな保育ニーズに対応できる保育の受け皿確保に取り組みました。

具体的には、民間保育施設4園、小規模保育施設2か所の開園を目指して設置事業者の公募を行い、その結果、60名定員の保育施設2園、90名定員の保育施設2園の合計4園を採択することができましたが、残念なことに小規模保育施設については事業者を採択することができませんでした。採択した4園については令和2年4月に開園できるよう、整備事業の進行管理を的確に行ってまいります。

令和元年度は、民間保育施設1園、小規模保育施設6園の公募を行ないますが、平成30年度の状況を振り返り、公募内容を見直すなど、整備に向けて全力をつくしてまいりたいと考えております。

2 子どもの貧困対策実施計画に基づき、具体的な施策展開を図ります。

平成30年度は、「東大阪市子どもの未来応援プラン」に基づき、地域での子どもの居場所の確保を目的とした「学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」と「食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」の2事業をスタートしました。

学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業は、平成30年10月に市内10施設にて事業を始めましたが、この半年の運営状況を振り返り、まずは今年度、現在の10施設において年間を通じて安定的に運営が行えるように努めてまいります。

食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業は、子どもに食の提供を行う居場所、いわゆる「子ども食堂」を運営する団体に対し、安全・安心のための費用などに充てていただくことを目的として、運営費の一部を補助するものです。子どもたちが利用しやすい環境づくりはもちろんのこと、食中毒や食物アレルギー、事業中の万が一の事故の備えなど、安心して利用できる居場所づくりを目指しています。こちらは平成30年7月から順次、市内13施設で定期的開催していただきました。今年度は、このような居場所が市内にさらに広がるよう、取り組みを進めてまいります。

両事業ともに、まだまだスタートしたばかりです。取組みを進めつつ、内容の充実を行い適切な事業実施となるように努めてまいります。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化に努めます。

平成 30 年度は、全国的に児童虐待に関する悲しい報道が相次ぎました。これらの報道を受けて、改めて児童虐待の早期対応や関係機関との連携の重要性・必要性を痛感しました。

本市には、東・中・西福祉事務所に家庭児童相談室があり、子育ての悩み相談や児童の発達相談、児童虐待のリスク把握、発生時の初期対応などを行っています。国では、相次ぐ児童虐待への対応を強化すべく各市町村に「子ども家庭総合支援拠点」という、子育て相談から非行問題、児童虐待への対応など、さまざまな児童に関する相談に対して組織的に取り組む拠点施設の設置を求めており、本市においても、平成 30 年度は設置に向けたさまざまな議論を行い、既存の家庭児童相談室を包含、集約する形での設置を方向付けました。

今年度も引き続き、設置に向けた議論を進めるとともに、1 日でも早く開設できるよう努力してまいります。

令和元年度に取り組む重点課題

1 教育・保育の無償化などの新たな保育ニーズに対応できるよう、保育環境の整備や「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の策定に努めていきます。

子どもすこやか部では、平成 27 年度から始まった子ども子育て支援新制度の下に「子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」とします。）を策定して、精力的に待機児童対策や在宅での子育て支援の取り組みを進めてきました。

平成 29 年度には計画の取り組み期間の中間年度にあたることや、国において、女性の就業率 80%を達成するために、令和 2 年度末までの待機児童解消を目標とした「子育て安心プラン」を策定したことから、本市においても、子育て安心プランに沿って「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行いました。この計画の見直しに際しては、取り組み期間中の課題整理だけではなく、改めて市民ニーズ調査を実施しました。令和元年度は中間見直しによる計画の最終年度となります。待機児童対策や新たな保育ニーズに対応できるよう、民間保育施設等の施設整備等に引き続き取り組んでいきます。

また、幼児教育・保育の無償化制度により、子育て世代の教育・保育に関する考え方や、利用を希望する年齢、利用する施設など、教育・保育を取り巻く環境が大きく変化する可能性があります。市民ニーズをしっかりと掴み、今後の施策につなげていくため、今年度は第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定するための準備を着々と進めているところです。

そして、無償化制度に伴って、教育・保育施設を利用するみなさんには制度利用に関する申請手続きが必要になりますが、みなさんの負担を少しでも軽減できるような制度を構築したいと考えています。

このように、令和元年度は、本市の子ども・子育て支援事業の礎となる年度と考えていますので、精力的に取り組んでまいりたいと考えています。

2 各リージョン地域での公立認定こども園・子育て支援センターの設置に向けて、取り組みを進めていきます。

平成 29 年度にオープンしました幼保連携型認定こども園である「縄手南こども園」「小阪こども園」、幼稚園型認定こども園である「北宮こども園」に続いて、平成 31 年 4 月に市内 4 番目となります公立認定こども園「大蓮こども園」がオープンしました。

大蓮こども園は縄手南こども園、小阪こども園と同じように幼保連携型認定こども園となりますが、前 2 園で培ったカリキュラム、ノウハウを生かしながら児童に教育・保育を提供していきたいと考えています。さらには、令和 2 年度には（仮称）孔舎衙こども園のオープンも控えています。そちらも、オープンに向けて着々と準備を進めているところです。

また、認定こども園と合わせて、各リージョンに 1 か所の設置を計画しています子育て支援センターについても、平成 29 年度にオープンした「布施子育て支援センター・ゆめっこ」で 6 か所目となりました。まだ設置ができていない A 地域の子育て支援センターについても、設置に向けて具体的な検討を進めていきたいと考えています。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化に努めます。

子どもたちが安全に安心して健やかに成長していけるまち「東大阪」を実現するためには、児童虐待をなくすこと、未然に防ぐことが重要課題であると考えており、子どもすこやか部では、発生時の対応だけではなく、未然防止に向けた取り組みも精力的に行っています。

児童虐待の未然防止策としては、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間を PR のチャンスと捉えて、街頭キャンペーン、オレンジリボンウォーク、子育て講演会などを実施して、“189（いちはやく）”の虐待通告ダイヤルについて啓発活動を行っています。また、未然防止のために、虐待通告時のすみやかな安全確認と要支援家庭への早期支援に努め、通告後の迅速な対応を心がけるように指示しています。

児童虐待防止対策については、国も平成 30 年 7 月に関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を取りまとめ、自治体、関係機関に一斉に通知しました。私としても、本市の役割として、国や大阪府、他自治体との連携強化や、職員のスキルアップも含めた体制の強化が急務であると考えています。

また、児童福祉の問題に組織的に対応できる拠点として設置に向けた議論を進めている子ども家庭総合支援拠点については、現在の子育て相談の拠点である家庭児童相談室を包含、集約する形での設置を方向付けており、令和 2 年度の設置を目指して精力的に取り組んでいく必要があると考えております。

児童虐待の防止に向けた取り組みは、子どもすこやか部の喫緊の課題であるとの認識のもと、積極的に進めてまいりたいと考えています。

4 「子どもの未来応援プラン」に基づき、子どもの居場所づくりを支援していきます。

子どもの貧困対策については、平成 29 年度に子どもの生活に関する実態調査を実施し、本市の状況把握を行い、その結果などを参考として、本市の子どもの貧困対策計画である「子どもの未来応援プラン」を策定しました。

そのため、平成 30 年度より子どもすこやか部では、子どもの居場所づくりを支援する事業として、「学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」と「食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」に新たに取り組んでいます。

特に、学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業は、地域の社会福祉法人等に施設内のスペースの提供を受け、その場所で市の委託事業者が宿題や自主学習などの学習習慣の定着を目的とした支援を実施する事業であり、社会福祉法人等には、合わせて子どもの居場所として、施設利用者との交流や相談支援などの実施をお願いしています。

平成 30 年度は、前述のとおり、市内 10 施設の協力をいただき、10 月より事業を実施しました。地域の福祉施設がこの事業に協力いただいたことは大変うれしく思っています。本市における子どもの居場所づくりは始まったばかりですが、地域の子どもの居場所として定着するように、関係する地域の団体の方々などへの広報も含めて、令和元年度も精力的に取り組を進めていきたいと考えています。